令和８年度
介護サービス事業者等
集団指導　共通編

人員基準・運営基準
申請・届出

鹿児島市 長寿あんしん課 長寿施設係

- 介護保険法
- 介護保険法施行規則
- 鹿児島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例
- 鹿児島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例
- 鹿児島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例
- 鹿児島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例
- 鹿児島市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例
- 鹿児島市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例
- 鹿児島市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例

根拠法令

この資料においては、
「施設系サービス」と「居住系サービス」を次の施設としています。

【施設系サービス】
- 介護老人福祉施設
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 介護老人保健施設
- 介護医療院

【居住系サービス】
- (介護予防)認知症対応型共同生活介護
- (介護予防)特定施設入居者生活介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護

目次

1. メールアドレス登録のお願い ---------- 5
2. 人員基準 ---------- 6
3. 運営基準 ---------- 10
4. 電子申請・届出システムによる提出／原則化 ---------- 24
5. 士業への委任に関する注意 ---------- 25
6. 指定更新に係る申請 ---------- 26
7. 廃止・休止・再開の届出 ---------- 28
8. 変更の届出 ---------- 29
9. 加算の届出 ---------- 30
10. 非常災害対策 ---------- 32
11. 補助金の交付を受けて整備した施設及び設備の『財産処分』について ---------- 36
12. 事業所ごみの適正処理 ---------- 38
13. 事業運営の参考になるホームページ ---------- 39

1　メールアドレス登録のお願い

鹿児島市長寿あんしん課(長寿施設係)では、年間を通して、介護保険サービスの運営に関するお知らせをメールによりご案内しています。

介護保険サービスを運営する法人におきましては、メールアドレスの登録をお願いします。

(1) メールアドレスの登録に当たって

① 鹿児島市長寿あんしん課から発信するメールでは、指定基準や介護報酬に関する重要なお知らせも含んでいます。
② メールアドレスの登録数は、1法人につき最大三つまでとしています。
③ 法人内の複数の事業所が確認できるメールアドレスを登録するなどして、早急かつ確実に従業者へ周知できるようにしてください。
④ 受信側のメールボックス(メールサーバー)の容量超過により、本市からのメールを確認できないといったことがないように、受信メールの管理にお気を付けください。

(2) メールアドレスの登録方法

次のメールアドレスに宛てて、次の件名・本文の例により、メールを送信してください。

メール	変更する場合	追加する場合
件名	【〇〇法人】法人メールアドレスの変更について	【〇〇法人】法人メールアドレスの追加登録について
本文	変更前メールアドレス　　変更後メールアドレス *****@***.com　⇒　*****@***.jp	追加するメールアドレス①　*****@***.com 追加するメールアドレス②　*****@***.jp
宛先	choujuanshin-shi@city.kagoshima.lg.jp	

※「宛先」欄のメールアドレスのうち「@」は全角ですので、コピー＆ペーストの際には半角に置き換えてください。

2　人員基準　　１／４

(1) サービスごとに必要な人員基準が定められています。

① 利用者（入所者）に対し、職員数は適切であるか
② 必要な専門職が配置されているか
③ 必要な研修を受けているか
④ 資格の有効期限は切れていないか

管理者の変更や従業者の採用・退職の際には、人員基準が満たされているか、必ず確認をお願いします。

サービスごとに必要な人員基準は、自己点検表で確認できます。

（地域密着型サービス以外）
https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/shidoukansa/kenko/fukushi/kansa/shisetsushiryou.html
（地域密着型サービス）
https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/shidoukansa/kenko/fukushi/kansa/kaigojizen2.html

2　人員基準　　2／4

⑵ 人員基準に出てくる用語の定義

①「常勤換算方法」

当該事業所の従業者の勤務延時間数を、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。

◆ 常勤換算方法は、非常勤の従業者を常勤の従業者の員数に換算することなので、常勤の従業者はそのまま1人として計算する。
（暦月でひと月全て休暇等の場合は、0人として計算する）

（例） 所定労働時間が週40時間の事業所 ⇒ 4週間で160時間勤務となる。

非常勤の従業者：3人（4時間勤務で週5日の場合）

常勤換算数 ⇒ 240時間（3人×4時間×週5日×4週間）÷ 160時間 ＝ 1.5人

◆ 他の事業所のサービス提供にも従事する場合は、**事業所ごとに**サービス提供に従事する時間数を計算し、当該事業所の従業者としての勤務時間数だけを算入する。（※常勤の従業者であっても、同様の計算方法となる。）

（例） 所定労働時間が週40時間の事業所で、通所介護に週30時間、訪問介護に週10時間勤務の従業者。

通所介護に算入できる勤務時間 ⇒ 30時間×4週間＝120時間　**常勤換算数 ⇒ 120時間÷160時間=0.75人**

訪問介護に算入できる勤務時間 ⇒ 10時間×4週間＝ 40時間　**常勤換算数 ⇒ 40時間÷160時間=0.25人**

⑵ 人員基準に出てくる用語の定義

②「勤務延時間数」

勤務表上、「当該事業に係るサービスの提供に従事する時間」又は「当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）」として明確に位置付けられている時間の合計数です。

なお、従業者一人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とします。

＝１人あたりの常勤換算人数は最高１．０人

③「専ら従事する」

原則として、サービス提供時間帯を通じて**当該サービス以外の職務に従事しない**ことをいいます。

この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。

2　人員基準　　4／4

(3) やむを得ない事情における人員欠如に関する特例的な取扱い

令和8年6月から、やむを得ない事情で人員基準欠如（**人員基準上必要とされる員数から1割の範囲内での減少**）が発生した場合であって、ハローワークの活用等により職員の確保に係る取組を行っているなど、一定の要件を満たした場合は、**1年に1回に限り、人員欠如の発生が生じた日の属する月の翌々月までの間、減算の適用が猶予されます。**

この特例的な取扱いを受ける場合は、鹿児島市 長寿あんしん課 長寿施設係へ必要書類（届出書（別紙様式7、11、14など）、報告時点で有効な求人票の写し）を提出してください。

要件や対象サービス等、詳しくは次のURLからご確認ください。
https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/shisetu/jinketsutokurei.html

(4) 令和9年3月31日をもって経過措置が終了する事項

	経過措置の内容	対象サービス
1	令和3年3月31時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所について、当該管理者が引き続き管理者である場合に限った、管理者要件（主任介護支援専門員要件）の適用猶予	◆ 居宅介護支援

※運営基準において経過措置が終了する事項については、20ページをご確認ください。

3　運営基準　　1／14

(1) 令和6年4月1日から義務化された事項

次の事項は、令和3年度介護報酬改定で新たに定められ、令和6年4月1日から完全施行となったものです。

1．業務継続計画（BCP)の策定等
2．感染症の予防及びまん延の防止のための措置
3．虐待の防止に係る措置（運営規程への規定）
4．栄養管理
5．口腔衛生の管理
6．認知症介護に係る基礎的な研修の受講

① 業務継続計画（BCP）の策定等

令和6年4月から義務化

- 感染症や非常災害の発生時において、利用者（入所者）に対する必要な介護サービスの提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければなりません。
- 事業所の従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年1回以上（※施設系サービス・居住系サービスは年2回以上）実施しなければなりません。
 また、新規採用時には、これとは別に研修を実施してください。

- ◆ 業務継続計画は、定期的に見直しを行い、必要に応じて変更してください。
- ◆ 法人内の他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。
- ◆ 感染症の業務継続計画に係る研修・訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修・訓練と一体的に実施することも差し支えありません。
- ◆ 災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えありません。

② 業務継続計画未実施減算

令和6年4月から義務化

事業所は感染症や非常災害の発生時に備えた業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければなりません。基準を満たさない場合は減算が生じます。

※業務継続計画未実施減算の単位

施設・居住系サービス　・・・所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算
その他のサービス　　・・・所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

◆ 業務継続計画（BCP）の注意事項

停電・断水への備えも忘れずに

災害によって停電・断水したときは、復旧までに相応の時間がかかります。発生してからでは対応できないので、平常時から、停電・断水に対してどのような対策ができるのか検討しておきましょう。

停電に備えて…

（例）非常用自家発電機を設置・増設（又はレンタル等の代替措置を行う）する
　　燃料供給に関する協定を結ぶ

断水に備えて…

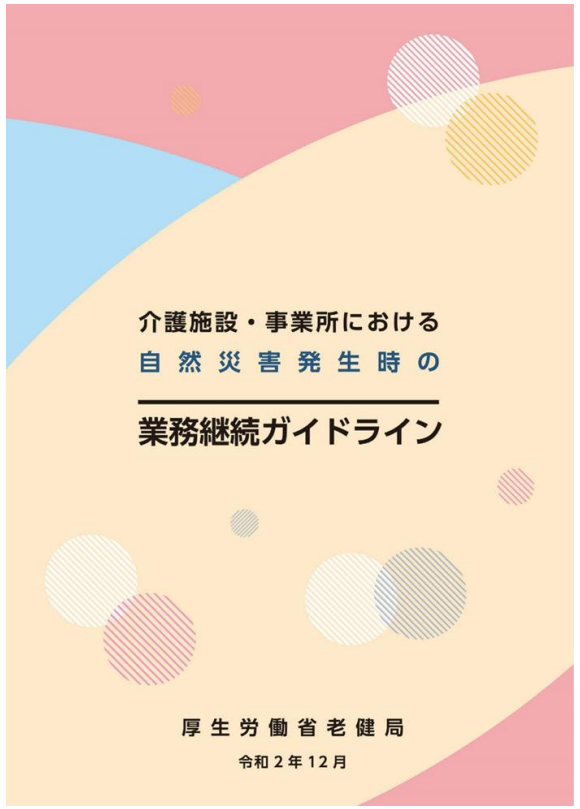
（例）携帯トイレや簡易トイレを備蓄する

（参照）
・「社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について」
（平成30年10月19日付け厚生労働省老健局総務課ほか事務連絡）
・「高齢者施設・事業所が災害時の停電・断水に備えるために」
（令和2年3月・一般財団法人 日本総合研究所）

3　運営基準　　3／14

厚生労働省のホームページに、業務継続計画の作成を支援するための、研修時の資料と作成手順の研修動画が掲載されています。

各サービスに応じた業務継続計画のひな型も用意されています。





※出典※　厚生労働省ホームページ
介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

② 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

令和6年4月から義務化

介護サービス事業者に、感染症の予防及びまん延の防止のための取組の徹底を求める観点から、以下の取組が義務付けられています。

（施設系サービス）

- ☐感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練（シミュレーション）の実施
- ☐感染対策委員会をおおむね3月に1回以上開催し、研修及び訓練を年2回以上実施
- ☐研修の実施内容は、記録してください。また、新規採用時には、これとは別に研修を実施してください。

（施設系サービス以外のサービス）

- ☐感染症の予防及びまん延の防止のための対策委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施
- ☐感染対策委員会をおおむね6月に1回以上開催し、研修及び訓練を年1回以上実施
- ☐研修の実施内容は、記録してください。また、新規採用時には、これとは別に研修を実施してください。

◆ 法人内の他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。
◆ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修・訓練については、感染症の業務継続計画に係る研修・訓練と一体的に実施することも差し支えありません。

（参照）「介護現場における感染対策の手引き（第3版）」 https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001149870.pdf

3　運営基準　　5／14

高齢者施設等における感染対策については、普段からの健康管理や手指消毒等の基本的な感染対策が重要であるとともに、感染症発生時に備え、感染防護具の着用、ゾーニング等の感染管理、職員の確保等について、事前にシミュレーションを実施することが重要です。

厚生労働省	◆ 介護現場における感染対策の手引き（第3版） https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001149870.pdf ◆ 施設内療養時の対応の手引き https://www.mhlw.go.jp/content/000783412.pdf ◆ 介護職員等のための感染対策動画「そうだったのか！感染対策」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00006.html ◆ 机上訓練シナリオ https://www.mhlw.go.jp/content/000678401.pdf ※介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html
鹿児島県	◆ 高齢者施設等における感染者発生対応マニュアル https://www.pref.kagoshima.jp/ab13/koureisyashisetu-manual.html

③ 虐待の防止に係る措置

令和6年4月から義務化

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、以下の措置を措置を講じなければなりません。基準を満たさない場合は減算が生じます。

- □ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（虐待防止検討委員会）の開催
- □ 虐待の防止のための指針の整備
- □ 虐待の防止のための従業者に対する研修を年１回以上実施
 （施設系サービス・居住系サービスは年2回以上）
- □ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置
- □ 運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」を規定

※高齢者虐待防止措置未実施減算

所定単位数の１００分の１に相当する単位数を減算 **（福祉用具貸与では、令和9年4月から導入）**

3　運営基準　　7／14

④ 栄養管理

令和6年4月から義務化

施設系サービスでは、栄養ケア・マネジメントを基本サービスとして行うこととされ、管理栄養士（※）が入所者の栄養状態に応じて、計画的に行う必要があります。

※栄養士のみが配置されている施設や、栄養士又は管理栄養士を置かないことができる施設は、併設施設や外部の管理栄養士の協力により行う必要があります。

※栄養管理に係る減算

1日につき14単位を所定単位数から減算

⑤ 口腔衛生管理の強化

令和6年4月から義務化

施設系サービスでは、口腔衛生の管理は基本サービスとして行うこととされ、入所者の状態に応じて、計画的に行う必要があります。

1. 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による、施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導の実施（年2回以上）
2. 上記技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画の作成（必要に応じた定期的な計画の見直しが必要）

（参照）

・「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16 日老認発0316第3号、老老発0316第2号）　https://www.mhlw.go.jp/content/000763199.pdf

（④栄養管理　　＞この通知の第4
⑤口腔衛生管理の強化　＞この通知の第7）

⑥ 認知症介護に係る基礎的な研修の受講

令和6年4月から義務化

介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じる必要があります。（新入職員は、採用後１年以内の受講が必要）

◆ 訪問介護関係では、総合事業の生活支援型訪問介護サービスが義務付けの対象です。
訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与・販売、居宅療養管理指導は、義務付けの対象外です。

【受講の対象とならない従業者】看護師、準看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等

認知症介護基礎研修は、eラーニングで受講できます。
パソコン、タブレット端末、スマートフォンで、24時間いつでも受講することが可能できます。
詳細につきましては、鹿児島県ホームページをご確認ください。
https://www.pref.kagoshima.jp/ab13/kagoshima_ninti_kisoken.html

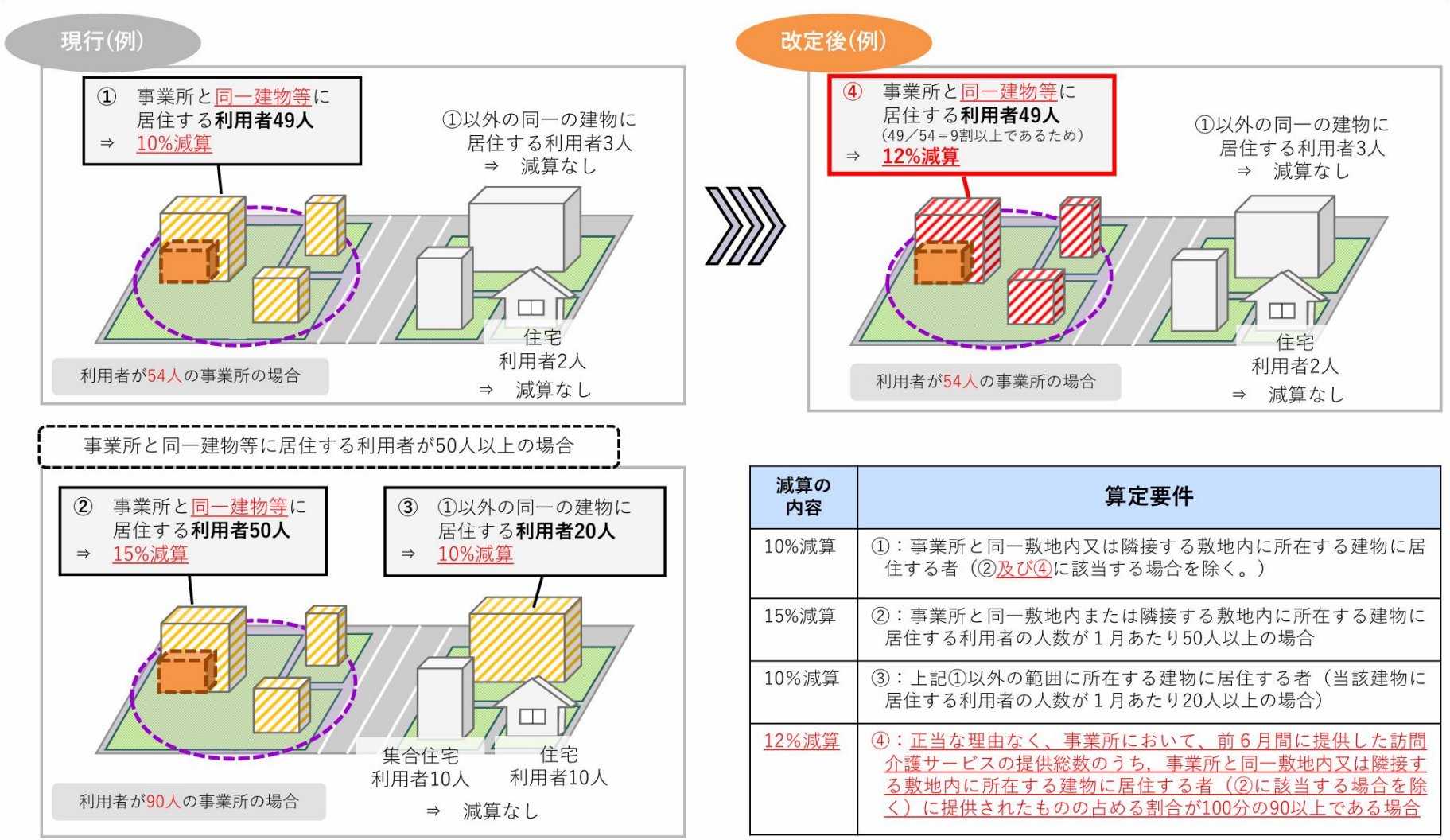
令和8年度から、認知症介護基礎研修受講料補助を開始しています。
要件等、詳しくは次のURLからをご確認ください。
https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/shisetu/ninchisyokisokensyu.html

⑵ 令和6年11月から義務化された事項

令和6年11月から適用開始

訪問介護における同一建物等居住者へのサービス提供割合が90%以上の場合の減算（12%減算）

（出典）令和6年1月22日 社会保障審議会介護給付費分科会 参考資料1 令和6年度介護報酬改定における改定事項について



減算の内容	算定要件
10%減算	①：事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②及び④に該当する場合を除く。）
15%減算	②：事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者の人数が１月あたり50人以上の場合
10%減算	③：上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が１月あたり20人以上の場合）
12%減算	④：正当な理由なく、事業所において、前６月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②に該当する場合を除く）に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合

脚注：訪問介護事業所　改定後に減算となるもの　現行の減算となるもの　減算とならないもの

⑶ 令和7年4月1日から義務化された事項

令和7年4月から義務化

① 書面掲示規制の見直し

事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、**原則としてウェブサイト※に掲載しなければなりません**。

※法人のホームページ又は介護サービス情報公表システム上に掲載することを想定。

② 身体的拘束等の適正化の措置（短期入所系サービス及び多機能系サービス）

事業所は身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の設置、指針の整備、研修の実施）を講じなければなりません。基準を満たさない場合は減算が生じます。

※身体拘束廃止未実施減算　　・・・所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

③ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

令和7年4月1日から、次のサービスにも業務継続計画未策定減算が導入されました。

- 訪問介護
- (介護予防)訪問入浴介護
- (介護予防)訪問看護
- (介護予防)訪問リハビリテーション、
- (介護予防)福祉用具貸与
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 夜間対応型訪問介護
- 居宅介護支援
- 介護予防支援

⑷ 令和9年3月31日をもって経過措置が終了する事項

	経過措置の内容	対象サービス
1	事業所の医師が診療せず、事業所外の医師が診療した場合の減算（診療未実施減算）に係る事業所外の医師の「適切な研修の修了等」要件の適用猶予	◆ (介護予防)訪問リハビリテーション
2	特定施設入居者生活介護における口腔衛生管理の強化	◆ (介護予防)特定施設入居者生活介護 ◆ 地域密着型特定施設入居者生活介護
3	利用者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会（いわゆる生産性向上委員会）の設置・開催	◆ 介護老人福祉施設 ◆ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ◆ 介護老人保健施設 ◆ 介護医療院
4	3要件を満たす協力医療機関の確保 ① 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。 ② 当該施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。 ③ 入所者の病状が急変した場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。（病院に限る。）	◆ 介護老人福祉施設 ◆ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ◆ 介護老人保健施設 ◆ 介護医療院
5	居宅療養管理指導における高齢者虐待防止措置 ・業務継続計画の策定等	◆ (介護予防)居宅療養管理指導
6	福祉用具貸与における高齢者虐待防止措置未実施減算の適用猶予	◆ (介護予防)福祉用具貸与

※人員基準において経過措置が終了する事項については、9ページをご確認ください。

⑸ 勤務体制の確保

勤務表の作成

- 利用者（入所者）に対し、適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定める必要があります。
- 月ごとの勤務表は、以下の①～④について明確に分かるようにしてください。
 （一人の従業者が、同一の事業所で複数の職種に従事する場合は、職種ごとに勤務時間数が分かる勤務表を作成してください。）

① 従業者の日々の勤務時間（2つ以上の職種を兼務している場合は各職種の勤務時間）
② 常勤・非常勤の別
③ 人員基準上必要な有資格者の情報
④ 管理者等との兼務関係

◆複数の事業所のサービス提供に従事している従業者については、正しい常勤換算数を計算するために、**事業所ごとに勤務時間数が分かる勤務表を作成してください。**
◆常勤換算数は常勤換算方法で従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算したものです。
したがって、職員１人は常勤換算数で最大1.0 となります。

⑹ 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)における食材料費の取扱い

グループホームが、利用者から支払を受けることができる費用のうち、「食材料費」については、他のサービスにおける「食事の提供に要する費用」（いわゆる食費）とは異なり、調理に係る費用(人件費等)を含むものではありません。

費用の内訳	グループホーム	他のサービス
利用者から支払を受けることができる費用(A)	食材料費	食事の提供に要する費用
Aのうち、調理に係る費用(人件費等)	含まない	含む

食材料費の金額については、利用者に説明し、同意を得るとともに、その収支について説明を行うこと、また、食材料費として徴収した額に残額が生じたときは、精算をして利用者へ返還したり、今後の食材料費として適切に支出したりすることといった適正な取扱いが必要になります。

食材料費以外の他の費目へ流用し、又は事業者の収益とすることは、運営基準違反になります。

※グループホームにおける**食材料費の不適切な徴収・管理については、**高齢者虐待防止法（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律）に規定する「養介護施設従事者等による高齢者虐待」のうち、**「経済的虐待」（同法第2条第5項第1号ホ）に該当する可能性があります。**

⑺ 利用者宅訪問時に生じる有料駐車場料金の取扱いについて

サービス提供にあたり、利用者宅を訪問する際に有料駐車場を利用した場合の駐車料金（コインパーキング代）の取扱いについて、「利用料等の受領」に関する運営基準の規定等を踏まえ、次のとおり取り扱うようお願いします。

なお、この取扱いについては厚生労働省に確認済みです。

	利用者宅訪問時に生じる有料駐車場料金の取扱い
通常の事業の**実施地域内**でサービスを提供する場合	利用者宅訪問時に生じる有料駐車場料金については、介護報酬に含まれるものとして取り扱うため、利用者から徴収しないこと。
通常の事業の**実施地域外**でサービス提供をする場合	通常の事業の実施地域外の利用者宅へ訪問する場合は、運営基準に定める交通費として利用者から徴収することができるものとすること。

⑻ 虐待発見時の通報について

養介護施設従事者等は、業務に従事する養介護施設従事者等による**高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見**した場合は、速やかに、これを**市町村に通報しなければなりません。**（高齢者虐待防止法第21条）

なお、通報したことを理由として、通報者を解雇するなど不利益な取扱いをすることは、高齢者虐待防止法により禁止されています。（通報内容が刑法や介護保険法といった法律への違反に関するものであっても、公益通報者保護法により、同様に禁止されています。）

4　電子申請・届出システムによる提出／原則化

介護保険サービス事業所の指定申請、更新申請、変更届、加算に関する届出、廃止・休止・再開届等がオンラインでできるようになりました。また、介護分野の文書に係る負担軽減の観点から、**電子申請・届出システムによる提出が、令和8年4月1日から原則化されました。**

◆電子申請・届出システム

厚生労働省が構築したシステムです。
専用のソフトウェアは不要で、無料で利用できます。
https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/

【システム活用によるメリット】

① 紙面の提出は不要です。また、郵送・持込による手間が削減されます。
② 複数の申請・届出を行えます。
③ 受付状況を確認することができます。
④ システム上で提出したデータは、システム上に残る（6年間）ので、過去の提出状況を確認することができます。

◆電子申請・届出システムを利用するための準備

【GビズID】（プライム又はエントリーが必要）
GビズIDの取得では審査が行われ、書類審査の場合には最大1か月かかります。

【「電子請求受付システム（介護）」でのログイン】
「電子請求受付システム（介護）」のID（KJから始まる12桁の英数字）・パスワードでも利用できます。
※GビズIDを置き換えるものではありません。
※IDを使用する事業所だけしか操作できません。
※GビズIDでした申請・届出とは、相互に閲覧はできますが、編集・取下はできません。

※令和8年8月28日から取扱開始

(参照)鹿児島市>電子申請届出システム（厚生労働省所管）について
https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/shisetu/kaigozigyousyasinsei.html

5　士業への委任に関する注意

介護保険法に基づく各種申請、届出等についての書類の作成や届出業務について、他人の求めに応じ、報酬を得て、業として行えるのは、社会保険労務士法により社会保険労務士の資格を付与された**社会保険労務士**のみです。

ただし、行政書士法の一部を改正する法律（昭和55年法律第29号）附則第2項に規定されているとおり、当該法律の施行（昭和55年9月1日）の際に、現に行政書士会に入会している行政書士は、書類の作成については業として行えます。

（参照）

① 行政書士法の一部を改正する法律（昭和55年法律第29号）附則第2

> この法律の施行の際現に行政書士会に入会している行政書士である者は、当分の間、行政書士法第1条の3第2項の規定にかかわらず、他人の依頼を受け報酬を得て、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第2条第1項第1号及び第2号に掲げる事務を業とすることができる。

② 行政書士法の一部を改正する法律の施行に伴う行政書士と社会保険労務士の業務の調整について（昭和55年8月29日付け庁保発第23号・社会保険庁長官官房総務課長通知）
https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta2422&dataType=1&pageNo=1

（例）

介護保険法関係の手続書類	社会保険労務士、 行政書士（昭和55年9月1日時点で現に行政書士会に入会している行政書士に限る。）など
老人福祉法関係の手続書類	行政書士など
障害者総合支援法関係の手続書類	行政書士など
社会福祉法関係の手続書類	行政書士、司法書士（登記関係）など

6　指定更新に係る申請　　１／２

(1) 指定有効期限にお気を付けください

介護保険法による事業所の指定は、基準の遵守状況を確認するために、6年ごとに更新を受けなければ効力を失います。
引き続き介護保険サービスの提供を行うには、指定有効期限までに指定更新を受ける必要があります。
本市では、年度の上半期（4月～9月）・下半期（10月～3月）それぞれの期間中に指定有効期限を迎える事業所に対して、登録されたメールアドレスに宛てて更新の案内を送付しています。
この案内が届かなかった場合であっても、指定有効期間に変わりはありません。必ず法人・事業所で指定有効期間を把握・管理をしてください。
なお、人員・運営基準等の基準を満たしていない事業所や休止中の事業所は、指定更新できません。また、更新申請を行わなかった場合は、有効期間満了日をもって指定が失効します。

更新申請は、遅くとも指定有効期限の1か月前に行ってください

(2) 休止中の事業所の取扱い

休止中の事業所は、指定の更新を受けることができません。指定有効期限までに人員・運営基準等の基準を満たしたうえで事業を再開し、再開後に更新申請を行うか、事業を廃止するか、いずれかを行う必要があります。

◆更新申請に必要な書類は、次のページからダウンロードしてください。
介護サービス事業者に係る申請・届出等
https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/shisetu/kaigozigyousyasinsei.html
＞介護保険サービス事業所の指定更新
＞介護予防・日常生活支援総合事業の指定更新

6　指定更新に係る申請　　２／２

⑶ 更新申請における留意点

　更新申請の際における注意事項をまとめた「更新申請書類についての留意点」（チェック表）をお使いのうえ、申請内容に不備がないか、添付書類に不足がないかを提出前に確認してください。
※「更新申請書類についての留意点」（チェック表）は、提出書類の一つでもあります。

⑷ 指定更新時に指定有効期限を合わせる場合の取扱い

　本市では、更新対象のサービスを実施する事業所において、同種のサービスの指定を受けている場合であって、その指定有効期限が異なるときは、更新対象のサービスと同時に更新申請を行うことで指定有効期限を合わせることを可能としています。
※この取扱いによる手続は、必須ではありません。

介護サービス事業者に係る申請・届出等
＞指定更新時に指定有効期限を合わせる場合の取扱い（介護保険サービス事業者関係）
https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/shisetu/kaigozigyousyasinsei.html

7　廃止・休止・再開の届出

(1) 廃止・休止の届出について

廃止・休止届出書は、廃止又は休止しようとする日の1か月前までに提出してください。
廃止・休止届出書には、添付書類として、利用者の「移管先一覧」（任意様式）を添付してください。

◆「移管先一覧」
利用者の名前と移管先の事業所名を記載してください。
休止中の事業所が廃止の届出を行う場合、「移管先一覧」は不要です。

(2) 補助金の交付を受けて整備した施設及び設備の廃止に当たって

本市から交付を受けた**補助金を活用して建物や設備の整備を行った事業所を廃止する場合は、事前に長寿あんしん課（長寿施設係）にご相談ください。**

補助金（財産処分）に関する手続が別途必要になります。

(3) 再開の届出について

再開する前に、長寿あんしん課（長寿施設係）までご連絡ください。
人員基準や設備基準等、再開に当たって必要な基準を満たしているかなどの確認を行います。

介護サービス事業者に係る申請・届出等
＞居宅サービス事業者、介護保険施設、居宅介護支援事業者申請関係（指定・変更・廃止・休止・再開）
＞地域密着型サービス事業者申請関係（指定・変更・廃止・休止・再開）
https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/shisetu/kaigozigyousyasinsei.html

8　変更の届出

法令で定める事項に変更が生じるときは、**変更があった日から10日以内**に届出が必要です。

【変更届の対象】 ※全サービスについて記載しています。

事業所（施設）の名称・所在地	協力医療機関・協力歯科医療機関
申請者の名称	事業所の種別
主たる事務所の所在地	提供する居宅療養管理指導の種類
法人等の種類	事業実施形態（本体施設が特別養護老人ホームの場合の空床利用型、併設事業所型の別）
代表者（開設者）の職・氏名，生年月日及び住所	利用者，入所者又は入院患者の定員
登記事項証明書（当該事業に関するものに限る。）	福祉用具の保管及び消毒方法（委託している場合にあっては，委託先の状況）
事業所（施設）の建物の構造，専用区画等	併設施設の状況等
備品（訪問入浴介護事業及び介護予防訪問入浴介護事業）	本体施設、本体施設との移動経路等
利用者の推定数	介護支援専門員の氏名及び登録番号
事業所（施設）の管理者の氏名，生年月日及び住所 （介護老人保健施設は事前に承認を受ける）	連携する訪問看護を行う事業所の名称
サービス提供責任者の氏名生年月日，住所及び経歴	連携する訪問看護を行う事業所の所在地
運営規程	介護老人福祉施設，介護老人保健施設，病院等との連携及び支援の体制

- **事業所の所在地や定員が変更になる場合は、事前に長寿あんしん課（長寿施設係）にご相談ください。（設備基準や人員基準を確認します。）**
- **本市からの補助金を活用して建物や設備の整備を行っている事業所に関する変更は、補助金（財産処分）に関する手続が必要になる場合があります。**

9　加算の届出　　１／２

次の場合に該当したときは、届出が必要です。特に、新たな加算を算定しようとするときは、期日までに届出をしなければ算定することはできません。

- □ あらかじめ届け出ることが定められた各種加算の算定を開始し、又は終了する場合
- □ 人員欠如等、減算要件に当てはまる状態が生じた場合・解消した場合
- □ 年度替わり等で事業所規模が変更になった場合
- □ 前年度の事業所の体制をもとに算定する加算で、年度替わり等で区分が変更になった場合
- □ あらかじめ申出が必要とされている加算を申し出る場合
- □ 介護給付費の割引を開始・終了する場合、割引率を変更する場合

算定する単位数が増える場合の届出期限（届出をした時期とその算定開始時期）

サービスの種類			算定の開始時期
訪問介護 (介護予防)訪問入浴介護 (介護予防)訪問看護 (介護予防)訪問リハビリテーション (介護予防)居宅療養管理指導 通所介護	(介護予防)通所リハビリテーション (介護予防)福祉用具貸与 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 (介護予防)認知症対応型通所介護	(介護予防)小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 居宅介護支援 介護予防支援	◆ 届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から ◆ 届出が毎月16日以降になされた場合には翌々月から
(介護予防)訪問看護 ※緊急時(介護予防)訪問看護加算に限る。	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ※緊急時訪問看護加算に限る。	看護小規模多機能型居宅介護 ※緊急時対応加算に限る。	届出が受理された日から
(介護予防)短期入所生活介護 (介護予防)短期入所療養介護 (介護予防)特定施設入居者生活介護	(介護予防)認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 介護老人保健施設 介護医療院	届出が受理された月の翌月から（届出が受理された日が月の初日である場合はその月から）

9　加算の届出　　２／２

加算の届出には、次の①②を基本として、届出内容に応じた③添付書類の提出が必要になります。

① 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
② 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
③ 添付書類

※加算の取下げ、人員欠如による減算等は、判明した時点で速やかに提出してください。

◆加算の届出に必要な書類は、次のページからダウンロードしてください。
　加算に関する届出＞介護給付費算定に係る体制届・提出書類
https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenko/fukushi/kaigo/jigyosha/index.html

◆加算の算定要件を満たしているか確認するときは、こちらの「各種加算等自己点検シート」をご活用ください。
　自主点検表・事前提出資料など
　＞介護保険施設等の運営指導事前提出資料等
　＞地域密着型サービス事業者等の運営指導事前提出資料等
https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/shidoukansa/kenko/fukushi/kansa/yousikiindex.html

１０　非常災害対策　　１／４

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、**訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければなりません。**

地域の方と共同で防災訓練に取り組むことにより、施設の実情を地域の方にご理解をいただくことにつながります。

※土砂災害や洪水浸水災害を想定した避難訓練やその実例を紹介した動画を公表しています。





◆鹿児島市　非常災害対策・防災対策
＞高齢者福祉施設等における非常災害対策
＞高齢者福祉施設等における防災対策の強化（要配慮者利用施設向け）　**←動画はこちらから**
https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/shisetu/saigaitaisaku.html

10　非常災害対策　　２／４

非常災害対策計画、避難確保計画、消防計画、業務継続計画(BCP)の作成

	防災計画　災害リスクを把握し、災害時の避難等を訓練する			業務継続計画(BCP) 防災計画の避難後に業務を継続する
	非常災害対策計画	避難確保計画	消防計画	
主な目的	・身体、生命の安全確保 ・物的被害の軽減			・身体、生命の安全確保に加え、優先的に継続、復旧すべき重要業務の継続または早期復旧
考慮すべき事象	・拠点がある地域で発生することが想定される災害			・自社の事業中断の原因となり得るあらゆる発生事象
根拠	・人員、設備及び運営に関する基準に関する条例等	・水防法 ・土砂災害防止法 ・活火山対策特別措置法	・消防法	・人員、設備及び運営に関する基準に関する条例等
対象施設等	入所・通所 ・多機能系事業所	浸水想定区域、土砂災害警戒区域、火山災害警戒地域に所在し、市地域防災計画に記載のある要配慮者利用施設(社会福祉施設等)	多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物	介護事業所等
対象の災害・義務	想定される全ての災害	洪水・雨水出水・高潮浸水、土砂災害、火山災害	火災	自然災害、感染症
	・計画の作成 ・避難訓練の実施	・計画の作成、市への提出 ・避難訓練の実施・市への報告	・消防計画の作成、所轄消防長への提出 ・消火、通報、避難の訓練の実施・報告	・計画の作成 ・研修・訓練(シミュレーション)の実施 ・入所:年2回以上 訪問、通所、多機能:年１回以上 (感染症も含む)。

各計画に基づき訓練を実施したときや、自家発電機等の災害対応のための設備を新たに導入したときには、その都度計画の内容を確認し、適切に見直しを行ってください。

避難確保計画の作成、避難訓練の実施等について

関係法令に基づき、鹿児島市地域防災計画に定められた通所・入所施設においては、避難確保計画を作成し、毎年、同計画に基づく訓練を実施することに加え、同計画の作成、変更及び訓練実施の結果を市町村に報告することが義務付けられています。

【対象施設の確認方法】
具体的な施設名、所在地及び施設種別については、鹿児島市地域防災計画 (本市ホームページへの掲載あり)に記載しています。記載箇所を確認してください。

施設の所在地	制度上の施設の呼称	対象施設の記載箇所 (鹿児島市地域防災計画の記載箇所)
洪水浸水想定区域内	要配慮者利用施設	資料編 > 風水害対策編
雨水出水浸水想定区域		
高潮浸水想定区域		
土砂災害警戒区域内		
火山災害警戒地域内	避難促進施設	資料編 > 桜島火山災害対策避難計画

【注意】
① 正当な理由がなく、作成の指示に従わないときは、その旨を公表することがあります。
② 避難確保計画に基づく避難訓練は、火災訓練とは別の制度です。訓練を同時に行うことは可能です。

【報告の内容】

	避難確保計画の作成・変更	訓練実施の結果報告
頻度	随時	年1回以上
提出書類	・避難確保計画 ・計画作成時チェックリスト	・訓練実施結果報告書
期限	速やかに	訓練後おおむね1か月以内

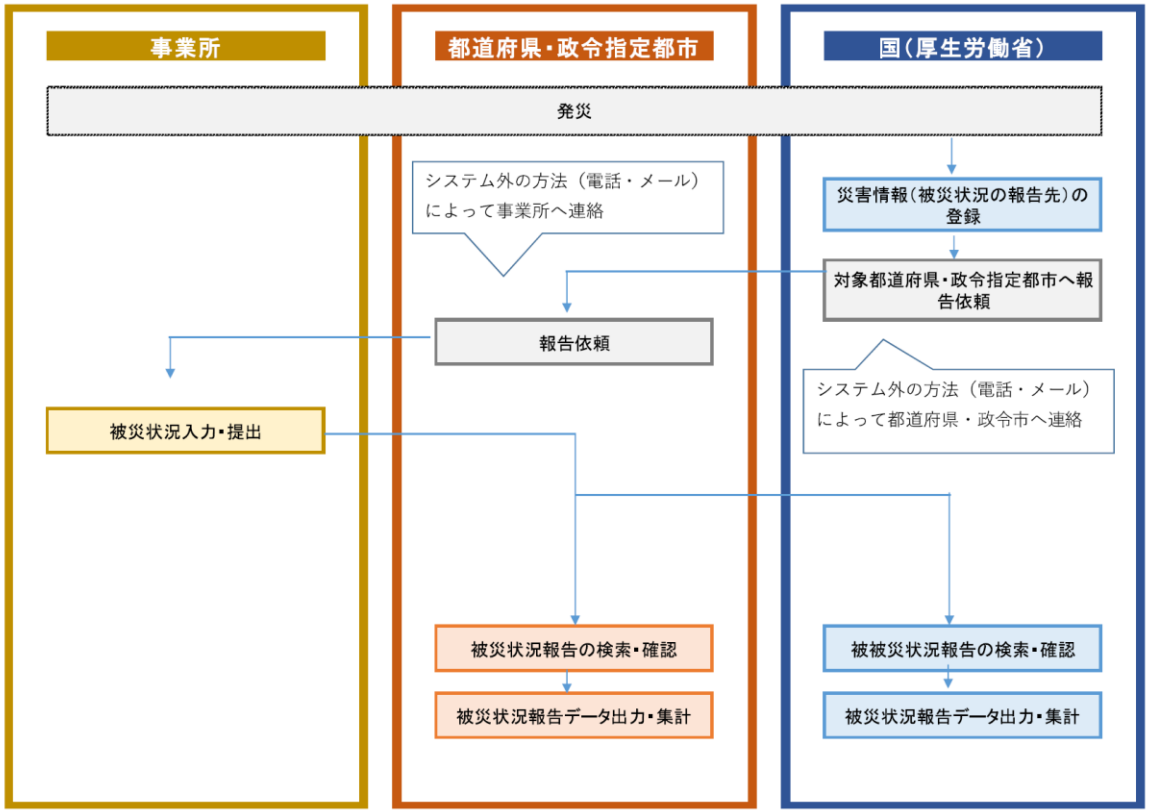
【参考】鹿児島市の防災・危機管理に関する計画
https://www.city.kagoshima.lg.jp/kikikanri/kurashi/bosai/bosai/bosai/kekaku.html
避難訓練計画の様式や記載例、提出方法については、次のページをご確認ください。
https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/shisetu/taihuu.html

１０　非常災害対策　　４／４

介護施設・事業所等における「災害時情報共有システム」について

- 災害時における介護施設・事業所の被害状況を国・自治体が迅速に把握・共有し、被災した介護施設・事業所への迅速かつ適切な支援につなげるため、災害時情報共有システムが設けられています。
- **台風や地震などの災害について、被災状況(被害がない場合も含む。)をこのシステムを通じて報告してください。**
- **平時から、物資備蓄状況をこのシステムに入力するようお願いします。**

報告の対象サービス	ID・パスワード
① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ② 短期入所生活介護 ③ 介護老人保健施設 ④ 介護医療院 ⑤ 小規模多機能型居宅介護 ⑥ 看護小規模多機能型居宅介護看護 ⑦ 認知症対応型共同生活介護	介護サービス情報公表システムのID・パスワード
⑧ 有料老人ホーム ⑨ サービス付き高齢者向け住宅 ⑩ 養護老人ホーム ⑪ 軽費老人ホーム ※ 特定施設入居者生活介護を含む。	市から個別に通知しているID・パスワード



上図：災害発生時のフロー

※出典 「介護施設・事業所等における災害時情報共有システムについて」（令和3年6月23日付け・厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡）

【システムのアクセス先】
https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/46/

11　補助金の交付を受けて整備した施設及び設備の『財産処分』について

補助金の交付を受けて整備された施設や設備を、**補助金の交付の目的に反して使用（転用）し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、廃棄し、又は担保に供すること（普通抵当権を設定すること）は『財産処分』に当たります。**

財産処分を行う場合には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」。）等に基づいて、**事前に、国、県又は市の承認を受ける必要があり、この際、補助金の返還等の条件を付されることがあります。**

転　　用	補助対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用。
譲　　渡	補助対象財産の所有者の変更。
交　　換	補助対象財産と他人の所有する他の財産との交換。
貸　　付	補助対象財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更。
取　壊　し	補助対象財産(施設)の使用を止め、取り壊すこと。
廃　　棄	補助対象財産(設備)の使用を止め、廃棄処分をすること。
抵当権の設定	補助対象財産を担保に供すること（補助対象財産に普通抵当権を設定すること）。※ **※根抵当権の設定は認められません。**

※介護関係の事業所へ転用する場合等、補助金の返還等の条件を付されずに承認される場合もあります。
※処分制限期間については以下のURLから参照してください
https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=27ab0076&dataType=0&pageNo=1

11　補助金の交付を受けて整備した施設及び設備の『財産処分』について

○施設財産処分に係る提出書類一覧表

財産処分＼必要書類		申請書	登記簿、登記申請済書	公図・位置図	建物平面図	建物面積表	写真	契約書、覚書等	事業継続確約書等	評議員会会議録 ※評議員会がある法人のみ	理事会議事録	役員会議事録 ※株式会社等の法人	補助金交付確定通知書	補助金実績報告書 ※交付確定通知書があれば省略可	補助金交付決定通知書 ※交付確定通知書があれば省略可	工事内訳書・納品書等 ※交付確定時の額がわかるもの	収支予定書 ※譲渡については移譲先のもの	事業計画書 ※譲渡については移譲先のもの	評価額の算定資料	返済計画書	借入申込書、貸付内定等
転　用	一部	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●		●	●			
	全部	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●		●	●			
譲　渡	有償	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●		
	無償	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●			
交　換		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				●		
貸　付	有償	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●				
	無償	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●				
取壊し	一部	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●	●					
	全部	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●						
抵当権設定		●	●	●	●	●				●	●	●	●	●	●					●	●

交付を受けた補助金の種類や財産処分の内容により手続きが異なります。

財産処分の予定がある場合は、補助金返還の要否等を含めた手続きの確認のため、おおむね**3ヵ月前には事前相談を行う**ようお願いします。

12　事業所ごみの適正処理

事業所ごみについては、適正に処理されていない事業所があることから、適正な処理を行うようにしてください。

ごみ(廃棄物)

家庭系ごみ

事業系ごみ（事業活動に伴って発生するごみ）

事業系一般廃棄物

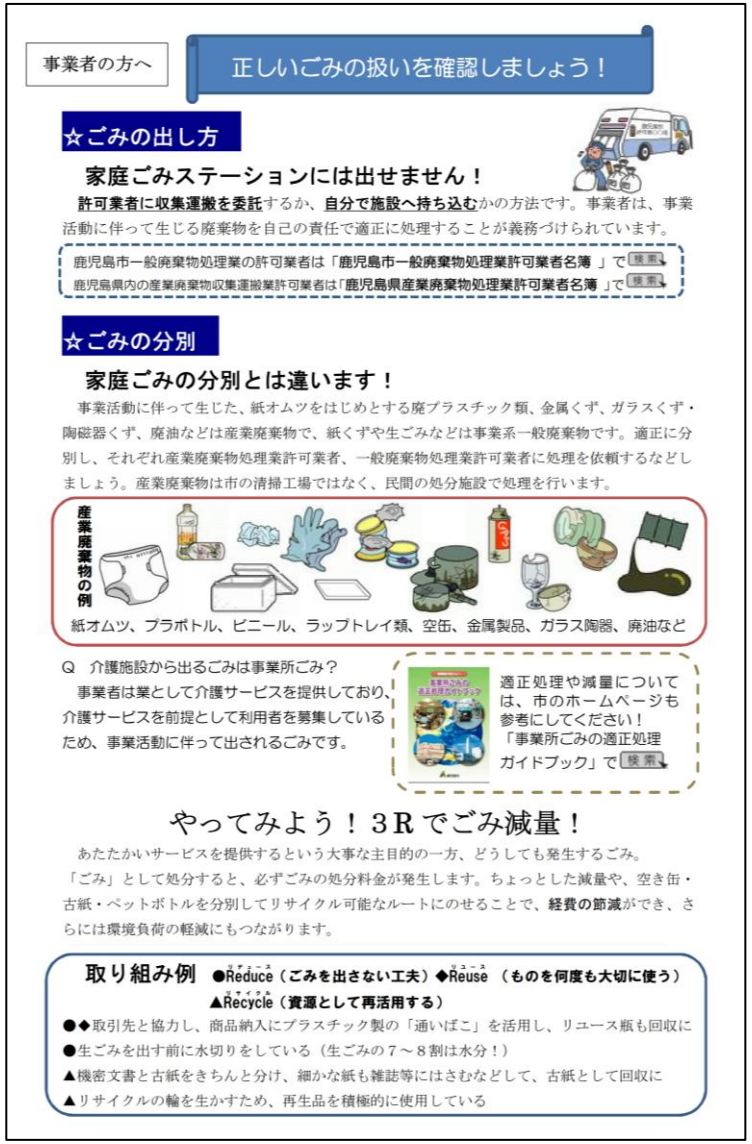
事業系ごみのうち、
産業廃棄物以外のごみ

産業廃棄物

事業系ごみのうち、
法令で定められた
20種類のごみ

許可を受けた業者に収集運搬を委託・自ら市の施設へ持込
※産業廃棄物の市の施設への持込はできません

〇鹿児島市 ＞ 事業所ごみの適正処理（介護保険事業所向け）
https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/shisetu/jigyousyogomi.html


事業者の方へ

正しいごみの扱いを確認しましょう！

☆ごみの出し方

家庭ごみステーションには出せません！

許可業者に収集運搬を委託するか、自分で施設へ持ち込むかの方法です。事業者は、事業活動に伴って生じる廃棄物を自己の責任で適正に処理することが義務づけられています。

鹿児島市一般廃棄物処理業の許可業者は「鹿児島市一般廃棄物処理業許可業者名簿」で検索
鹿児島県内の産業廃棄物収集運搬業許可業者は「鹿児島県産業廃棄物処理業許可業者名簿」で検索

☆ごみの分別

家庭ごみの分別とは違います！

事業活動に伴って生じた、紙オムツをはじめとする廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・陶磁器くず、廃油などは産業廃棄物で、紙くずや生ごみなどは事業系一般廃棄物です。適正に分別し、それぞれ産業廃棄物処理業許可業者、一般廃棄物処理業許可業者に処理を依頼するなどしましょう。産業廃棄物は市の清掃工場ではなく、民間の処分施設で処理を行います。

産業廃棄物の例

紙オムツ、プラボトル、ビニール、ラップトレイ類、空缶、金属製品、ガラス陶器、廃油など

Q　介護施設から出るごみは事業所ごみ？

事業者は業として介護サービスを提供しており、介護サービスを前提として利用者を募集しているため、事業活動に伴って出されるごみです。

適正処理や減量については、市のホームページも参考にしてください！
「事業所ごみの適正処理ガイドブック」で検索

やってみよう！3Rでごみ減量！

あたたかいサービスを提供するという大事な主目的の一方、どうしても発生するごみ。「ごみ」として処分すると、必ずごみの処分料金が発生します。ちょっとした減量や、空き缶・古紙・ペットボトルを分別してリサイクル可能なルートにのせることで、経費の節減ができ、さらには環境負荷の軽減にもつながります。

取り組み例　●Reduce（ごみを出さない工夫）◆Reuse（ものを何度も大切に使う）▲Recycle（資源として再活用する）

●◆取引先と協力し、商品納入にプラスチック製の「通いばこ」を活用し、リユース瓶も回収に
●生ごみを出す前に水切りをしている（生ごみの7～8割は水分！）
▲機密文書と古紙をきちんと分け、細かな紙も雑誌等にはさむなどして、古紙として回収に
▲リサイクルの輪を生かすため、再生品を積極的に使用している

13　事業運営の参考になるホームページ

◆鹿児島市

事業所関係（鹿児島市の指定事業所向け）
http://www.city.kagoshima.lg.jp/kenko/fukushi/kaigo/jigyosha/index.html

感染症の集団発生について
https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/hokenjo/hoyobo-kan/kenko/kenko/ryuko/kansen/kansensho.html

介護保険施設等において、臨時的に事業を制限する際の報告
https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/shisetu/shisetsu/rinjijigyouseigen.html

非常災害対策・防災対策
https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/shisetu/saigaitaisaku.html

◆厚生労働省

介護保険最新情報
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00010.html

介護サービス関係Q&A集
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/qa/index.html